

議案第 6 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定によつて、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

令和 6 年 1 2 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

専決第 2 号

令和 6 年度 東員町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度東員町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 , 3 1 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 , 0 6 3 , 1 9 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 0 月 2 日専決

東員町長 水 谷 俊 郎

提案理由

衆議院解散に伴い、衆議院議員選挙経費を執行する必要性が生じ、早急の対応を要するため、令和6年度東員町一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める必要がある。

議案第 6 2 号

役場庁舎、東員町保健福祉センター及び東員町ふれあいセンター非常用発電機設置工事請負契約の変更契約について

令和 6 年 6 月東員町議会定例会で議決された役場庁舎、東員町保健福祉センター及び東員町ふれあいセンター非常用発電機設置工事の請負契約について、その一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

令和 6 年 1 2 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

- | | |
|---------|--|
| 1 契約の目的 | 役場庁舎、東員町保健福祉センター及び東員町ふれあいセンター非常用発電機設置工事 |
| 2 変更前工期 | 着工 令和 6 年 6 月 3 日
完成 令和 7 年 2 月 2 8 日 |
| 3 変更後工期 | 着工 令和 6 年 6 月 3 日
完成 令和 7 年 3 月 3 1 日 |

提案理由

役場庁舎、東員町保健福祉センター及び東員町ふれあいセンター非常用発電機設置工事請負契約の一部を変更するについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの_____

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの_____

術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(9) 外国の学校において、第1号から第6号まで_____に規定する課程に相当する課程_____を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3

年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- 2 簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は1日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道(以下「簡易水道等」という。))に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。))に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した

経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」とする。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者の資格を

有する者

- (2) 前条 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目

_____を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、終了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) (略)

- (4) 前条 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(_____学校教育法による 専門職大学の前期課程にあっては、

_____修了した後 _____)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経

学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において_____工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)

_____を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) (略)

- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)

_____後、同項第1号に規定する学校の卒業生 _____については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業生 _____(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。))については7年以上、同項第5号に規定する学校の卒業生 _____については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経

験を有する者

- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

験を有する者

- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生_____ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 2 簡易水道等又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3

年以上」とあるのは「1年6月以上」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第6号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者は、この条例による改正後の東員町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第4条第1項第6号の規定による国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了したものとみなす。

提案理由

東員町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 6 4 号

令和 6 年度 東員町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度東員町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 1, 8 8 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 2 0 5, 0 7 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

令和 6 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
16. 国庫支出金	
	1. 国庫負担金
17. 県支出金	
	1. 県負担金
20. 繰入金	
	1. 特別会計繰入金
21. 繰越金	
	1. 繰越金
22. 諸収入	
	3. 雑入
歳入合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
1,383,095	1,386	1,384,481
796,203	117	796,320
582,070	1,269	583,339
646,091	2,858	648,949
391,581	58	391,639
196,655	2,800	199,455
591,220	10,505	601,725
2,272	10,505	12,777
136,314	66,087	202,401
136,314	66,087	202,401
276,656	61,044	337,700
270,237	61,044	331,281
11,063,191	141,880	11,205,071

歳 出

款	項
2. 総務費	
	1. 総務管理費
3. 民生費	
	1. 社会福祉費
	2. 児童福祉費
4. 衛生費	
	1. 保健衛生費
9. 消防費	
	1. 消防費
10. 教育費	
	1. 教育総務費
	3. 中学校費
	4. 幼稚園費
歳出合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
1,367,834	7,788	1,375,622
1,238,788	7,788	1,246,576
3,887,001	31,405	3,918,406
2,552,641	21,245	2,573,886
1,334,360	10,160	1,344,520
805,371	99,116	904,487
461,885	99,116	561,001
775,314	1,929	777,243
775,314	1,929	777,243
2,514,584	1,642	2,516,226
324,190	480	324,670
1,015,229	537	1,015,766
265,320	625	265,945
11,063,191	141,880	11,205,071

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
内部情報系システム使用料	令和6年度から 令和12年度まで	114,618千円に消費税及 び地方消費税額を加算した額
放課後児童健全育成事業委託	令和6年度から 令和9年度まで	103,395千円
東員共同福祉施設指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	8,463千円に消費税及び地 方消費税額を加算した額
学校給食センター調理業務及び配膳 業務委託料	令和6年度から 令和11年度まで	357,972千円に消費税及 び地方消費税額を加算した額

提案理由

令和6年度本町一般会計既定予算を補正するについては、地方自治法第218条第1項及び同法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
16. 国庫支出金	1,383,095	1,386	1,384,481
17. 県支出金	646,091	2,858	648,949
20. 繰入金	591,220	10,505	601,725
21. 繰越金	136,314	66,087	202,401
22. 諸収入	276,656	61,044	337,700
歳入合計	11,063,191	141,880	11,205,071

歳 出

款	既定額	補正額	計
2. 総務費	1,367,834	7,788	1,375,622
3. 民生費	3,887,001	31,405	3,918,406
4. 衛生費	805,371	99,116	904,487
9. 消防費	775,314	1,929	777,243
10. 教育費	2,514,584	1,642	2,516,226
歳出合計	11,063,191	141,880	11,205,071

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			7,788
3,589			27,816
		33,200	65,916
			1,929
480			1,162
4,069		33,200	104,611

2. 歳入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	既定額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	789,057	117	789,174
計	796,203	117	796,320

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

2. 民生費国庫補助金	69,294	789	70,083
5. 教育費国庫補助金	11,769	480	12,249
計	582,070	1,269	583,339

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

2. 民生費県負担金	386,838	58	386,896
計	391,581	58	391,639

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	135,137	2,800	137,937
計	196,655	2,800	199,455

(款) 20. 繰入金

(項) 1. 特別会計繰入金

3. 介護保険特別会計繰入金	2,250	10,505	12,755
計	2,272	10,505	12,777

節		説明	
区分	金額		
5. 低所得者保険料軽減負担金	117	低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	117

1. 社会福祉費補助金	789	地域生活支援事業費補助金	789
3. 教育総務費補助金	480	教育支援体制整備事業費補助金	480

6. 低所得者保険料軽減負担金	58	低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	58

2. 子ども医療費補助金	2,800	子ども医療費補助金（1/2）	2,800

1. 介護保険特別会計繰入金	10,505	介護保険特別会計繰入金	10,505

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	既定額	補正額	計
1. 繰越金	136,314	66,087	202,401
計	136,314	66,087	202,401

(款) 22. 諸収入

(項) 3. 雑入

1. 雑入	270,237	61,044	331,281
計	270,237	61,044	331,281

一般会計
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 繰越金	66,087	前年度繰越金	66,087

1. 雑入	61,044	障害福祉事業精算交付金	26,366
		社会福祉協議会運営補助金等精算金	1,478
		新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金	33,200

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7. 電子計算費	321,476	7,788	329,264				7,788
計	1,238,788	7,788	1,246,576				7,788

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	1,935,738	12,641	1,948,379	789 (国) 789			11,852
2. 高齢者福祉費	311,561	2,310	313,871				2,310
4. 医療給付費	229,465	5,600	235,065	2,800 (県) 2,800			2,800
5. 防犯事業費	8,384	694	9,078				694
計	2,552,641	21,245	2,573,886	3,589			17,656

(単位：千円)

節					
区分	金額	細節	説明		
12. 委託料	5,187	委託料	5,187	◎電算経費	7,788
				庁内共通基盤システム委託料	5,187
17. 備品購入費	2,601	備品購入費	2,601	備品購入費	2,601

12. 委託料	1,579	委託料	1,579	◎障害者自立支援事業	12,099
				システム改修委託料	1,579
18. 負担金補助 及び交付金	837	負担金	837	審査会共同設置負担金	295
				障害者自立支援給付費負担金等返還金	10,225
22. 償還金利子 及び割引料	10,225	償還金利子及び割引料	10,225	◎障害者地域生活支援事業	542
				手話通訳者等派遣事業負担金	542
22. 償還金利子 及び割引料	108	償還金利子及び割引料	108	◎高齢者福祉事業	108
				負担金等返還金	108
27. 繰出金	2,202	繰出金	2,202	◎介護保険特別会計繰出金	2,202
				介護保険特別会計繰出金	2,202
11. 役務費	600	手数料	600	◎医療給付経費	5,600
				証明書手数料	600
19. 扶助費	5,000	扶助費	5,000	子ども医療扶助費	5,000
10. 需用費	694	光熱水費	694	◎防犯事業経費	694
				防犯灯電気代	694

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	88,743	7,080	95,823				7,080
3. 保育園費	686,609	3,080	689,689				3,080
計	1,334,360	10,160	1,344,520				10,160

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

2. 予防費	141,690	88,874	230,564			33,200 (諸) 33,200	55,674
3. 健康推進費	128,038	10,242	138,280				10,242
計	461,885	99,116	561,001			33,200	65,916

(単位：千円)

節					
区分	金額	細節		説明	
22. 償還金 利子及び割引料	7,080	償還金 利子及び割引料 7,080		◎児童福祉事業	7,080
				子ども・子育て支援交付金等返還金	6,588
				子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金等返還金	492
10. 需用費	2,464	賄材料費	2,464	◎保育園運営費	3,080
				給食材料費	2,464
22. 償還金 利子及び割引料	616	償還金 利子及び割引料 616		子育てのための保育施設等利用給付費償還金	616

12. 委託料	41,510	委託料	41,510	◎成人予防接種事業費	43,131
				予防接種等委託料	41,510
				負担金等返還金	1,621
22. 償還金 利子及び割引料	47,364	償還金 利子及び割引料 47,364		◎新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	45,743
				新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金等返還金	45,743
22. 償還金 利子及び割引料	10,242	償還金 利子及び割引料 10,242		◎検診等事業費	88
				感染症予防事業費等国庫補助金返還金	88
				◎出産・子育て応援交付金事業	10,154
				出産・子育て応援交付金返還金	10,154

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 消防施設費	367,418	1,929	369,347				1,929
計	775,314	1,929	777,243				1,929

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	323,291	480	323,771	480			
				(国) 480			
計	324,190	480	324,670	480			

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	979,982	537	980,519				537
計	1,015,229	537	1,015,766				537

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園費	240,436	625	241,061				625
計	265,320	625	265,945				625

(単位：千円)

節					
区分	金額	細節		説明	
14. 工事請負費	1,929	工事請負費	1,929	◎消防施設経費	1,929
				防火水槽撤去工事費	1,929

7. 報償費	480	講師謝礼	480	◎学校教育事務局経費	480
				講師等謝礼	480

12. 委託料	537	委託料	537	◎施設整備費	537
				調査委託料	537

22. 償還金 利子及び割引料	625	償還金 利子及び割引料	625	◎幼稚園運営費	625
				幼稚園運営費負担金等返還金	625

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千 円		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
内部情報系システム使用料	114,618に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和6年度から令和12年度まで	126,081	0	0	0	126,081
放課後児童健全育成事業委託	103,395	令和6年度から令和9年度まで	103,395	68,772	0	0	34,623
東員共同福祉施設指定管理料	8,463に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和6年度から令和9年度まで	9,312	0	0	0	9,312
学校給食センター調理業務及び配膳業務委託料	357,972に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和6年度から令和11年度まで	393,770	0	0	0	393,770

議案第 6 5 号

令和 6 年度 東員町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度東員町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 7, 7 1 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 8 8 9, 9 9 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

令和 6 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3. 国庫支出金	
	2. 国庫補助金
4. 支払基金交付金	
	1. 支払基金交付金
5. 県支出金	
	1. 県負担金
	2. 県補助金
7. 繰入金	
	1. 一般会計繰入金
8. 繰越金	
	1. 繰越金
9. 諸収入	
	3. 雑入
歳入合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
353,360	5,076	358,436
43,596	5,076	48,672
462,182	2,113	464,295
462,182	2,113	464,295
255,480	3,052	258,532
237,433	430	237,863
18,047	2,622	20,669
281,269	2,202	283,471
281,269	2,202	283,471
10	44,134	44,144
10	44,134	44,144
19	1,134	1,153
8	1,134	1,142
1,832,280	57,711	1,889,991

歳 出

款	項
3. 地域支援事業費	
	1. 介護予防・生活支援サービス 事業費
	4. その他諸費
6. 諸支出金	
	1. 償還金及び加算金
	2. 繰出金
歳出合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
103,613	17,616	121,229
21,488	17,564	39,052
86	52	138
2,560	40,095	42,655
310	29,599	29,909
2,250	10,496	12,746
1,832,280	57,711	1,889,991

提案理由

令和6年度本町介護保険特別会計既定予算を補正するについては、地方自治法第218条第1項及び同法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金	353,360	5,076	358,436
4. 支払基金交付金	462,182	2,113	464,295
5. 県支出金	255,480	3,052	258,532
7. 繰入金	281,269	2,202	283,471
8. 繰越金	10	44,134	44,144
9. 諸収入	19	1,134	1,153
歳入合計	1,832,280	57,711	1,889,991

歳 出

款	既定額	補正額	計
3. 地域支援事業費	103,613	17,616	121,229
6. 諸支出金	2,560	40,095	42,655
歳出合計	1,832,280	57,711	1,889,991

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
6,606		2,202	8,808
			40,095
6,606		2,202	48,903

2. 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	既定額	補正額	計
1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	7,025	5,076	12,101
計	43,596	5,076	48,672

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

1. 介護給付費交付金	454,595	1,575	456,170
2. 地域支援事業交付金	7,587	538	8,125
計	462,182	2,113	464,295

(款) 5. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 介護給付費負担金	237,433	430	237,863
計	237,433	430	237,863

(款) 5. 県支出金

(項) 2. 県補助金

1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	3,512	2,622	6,134
計	18,047	2,622	20,669

節		説明
区分	金額	
1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）（現年度分）	4,404	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）（現年度分） 4,404
2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）（過年度分）	672	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）（過年度分） 672

2. 介護給付費交付金（過年度分）	1,575	介護給付費交付金（過年度分） 1,575
2. 地域支援事業交付金（過年度分）	538	地域支援事業交付金（過年度分） 538

2. 介護給付費負担金（過年度分）	430	介護給付費負担金（過年度分） 430

1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）（現年度分）	2,202	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）（現年度分） 2,202
2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）（過年度分）	420	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）（過年度分） 420

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	既定額	補正額	計
2. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	3,512	2,202	5,714
計	281,269	2,202	283,471

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	10	44,134	44,144
計	10	44,134	44,144

(款) 9. 諸収入

(項) 3. 雑入

2. 雑入	1	1,134	1,135
計	8	1,134	1,142

節		説明
区分	金額	
1. 地域支援事業繰入金（介護 予防・日常生活支援総合事 業）（現年度分）	2,202	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） （現年度分） 2,202

1. 繰越金	44,134	繰越金 44,134

1. 雑入	1,134	認定審査会共同設置負担精算金 1,134

3. 歳出

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護予防・生活支援サービス事業費	18,448	16,104	34,552	6,039 (国) 4,026 (県) 2,013		2,013 (繰入) 2,013	8,052
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	3,040	1,460	4,500	547 (国) 365 (県) 182		182 (繰入) 182	731
計	21,488	17,564	39,052	6,586		2,195	8,783

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 4. その他諸費

1. 審査支払手数料	86	52	138	20 (国) 13 (県) 7		7 (繰入) 7	25
計	86	52	138	20		7	25

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び加算金

2. 償還金	20	29,599	29,619				29,599
計	310	29,599	29,909				29,599

(款) 6. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

1. 一般会計繰出金	2,250	10,496	12,746				10,496
------------	-------	--------	--------	--	--	--	--------

介護保険特別会計

(単位：千円)

節					
区分	金額	細節		説明	
18. 負担金補助 及び交付金	16,104	負担金	16,104	◎介護予防・生活支援サービス事業費	
					16,104
				負担金	16,104
18. 負担金補助 及び交付金	1,460	負担金	1,460	◎介護予防ケアマネジメント事業費	1,460
				介護予防ケアマネジメント作成費	1,460

11. 役務費	52	手数料	52	◎審査支払手数料	52
				審査支払手数料	52

22. 償還金利子 及び割引料	29,599	償還金利子及び割引料	29,599	◎国庫負担金等返還金	29,599
				国庫負担金等返還金	29,599

27. 繰出金	10,496	繰出金	10,496	◎一般会計繰出金	10,496
				一般会計精算返還金	10,496

(款) 6. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	2,250	10,496	12,746				10,496

介護保険特別会計

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明

議案第 66 号

指定管理者の指定について

東員町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条の規定により、指定管理者を指定したいので議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

令和 6 年 月 日

東員町長 水谷俊郎

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 施設の名称 | 東員共同福祉施設 |
| 2 | 指定する団体 | 員弁郡東員町大字山田 1600 番地
東員町商工会
会長 一色利之 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで |

提案理由

指定管理者の指定をするについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び東員町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。